

天皇代替わりと安倍政権

何のため? 誰のため? 象徴天皇制の危険性

リーブ・イン・ピース@CAFE

天皇明仁は憲法に違反して象徴天皇制を定着させた

天皇としての行為は憲法上の制約がある。国事行為のみ行うことができる。

しかし、明仁は「象徴としての務め」として「象徴的行為」をあみだし積み上げていった。

憲法の枠組みからはみ出し、平成の天皇像を築き上げた。

その影響力を使って、安倍政権は最大限政治利用しようとしている。

マスコミの「礼賛報道」とお祭り騒ぎの演出、批判的報道の皆無の中で

国民主権の立場から象徴天皇制の危険性の問題を取りあげたい。

1. 前提となる基本的認識

日本国憲法では象徴天皇の行為について厳しく規制をかけている

日本の敗戦時、マッカーサー率いる占領軍の、日本の武装解除と占領統治のために天皇を利用したい思惑と、天皇制をなんとしても残したい天皇及び支配層の思惑の

妥協の産物として象徴天皇制が生み出されたが、

再び天皇が権力を持つことがないように条文化している

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ

1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

2 国会を召集すること。

3 衆議院を解散すること。

4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

7 栄典を授与すること。

8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

9 外国の大使及び公使を接受すること。

10 儀式を行ふこと。

普段目にする天皇の動向のメディアの報道は、これらの国事行為ではなく、憲法に定めた「象徴天皇」の枠を越えた「公的行為」がほとんどである。国会の開会式、園遊会や正月の一般参賀、国体や植樹祭のほか各種大会への出席などこれら「公的行為」が正当化され、まるで天皇の本来の行為のように拡大している。改めて厳しい姿勢を貫く必要があると思う。

2. 『おことば』に集中的にあらわれた象徴天皇制の危険性

平成の終焉のきっかけとなった「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」
2016.8.8

原 武史の 著書 『平成の終焉—退位と天皇・皇后』の紹介

天皇明仁の退位意向メッセージについて各節ごとにコメントしている。

①第一節

- これからも社会の高齢化に合わせて天皇の高齢化が進むのだから、皇室典範を改正して退位を恒久制度化してほしいという思い
「天皇もまた高齢となった場合、どのような在り方が望ましいか、これまでに考えてきたことを話したい」
- 「天皇という立場上、現行の皇室制度に触れることは控えながら」
「私が個人として」（意識している）
- 皇室典範の改正を促す退位の意向を直接的には表明しない
日本国憲法 抵触することを避けようとしている

②第二節と第三節

- 天皇明仁が即位以来行ってきたのは「国事に関する行為」だけではない、象徴天皇の務めの核心は国事行為にはないことが言明されている。
「私は、国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索しつつ過ごして来ました。伝統の継承者として、これを護り続ける責任・・・日本の皇室が、伝統を現代に生かし、生き生きとして社会に内在し、人々の期待に応えていくかを考えつつ、今日に至っています」
- 象徴天皇の務めというのは、心身ともに健康な状態の下で
「全身全霊を持って」行うべきものであり、病気や高齢化によってそれができなくなると、もはや象徴天皇の務めは果たせなくなる
体力の低下や身体の衰えを考慮すれば退位するしかないのだという思いが、言外に込められている

③第四節 象徴天皇の務めは宮中祭祀と行幸が二大柱

天皇自身が憲法に規定されていない象徴天皇の務めについて積極的に語った箇所

○宮中祭祀 祈る

「何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えてきました」

○行幸

「同時に事にあたっては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うことも大切なことと考えて来ました」「日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました」

「私が皇后と共に行って来たほぼ全国に及ぶ旅」

④第五節 退位をほのめかしている

○摂政の拒絶

○昭和末期の天皇の重態に伴う「自粛」が引き起こした国民生活に対する影響

○しきたりへの言及

⑤第六節

○自らが定義した象徴天皇の務めに対する強いこだわり

「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ」

その上で、「おことば」の問題点を次の6点にまとめている。

①権力主体となる天皇

- ・「おことば」を発することで天皇が日本国憲法で禁じられた権力の主体になっている
- ・天皇がテレビに出演し、国民に向かって直接「おことば」を発表することで、露骨に政治を動かした。
- ・天皇を規定するはずの法が、天皇の退位したい「お気持ち」の表明で新たにつくられたり改正されたりする
- ・法の上に天皇が立つこと 個人の都合で専制的な権力をもつことになる
- ・退位の意向が報道されるまで、国民の間にそんな空気はなかった。

②象徴の定義

- ・天皇自身が象徴天皇の務めについて定義づけをしている
- ・「象徴天皇の務めとは何か」という問題は、天皇が決めるべき問題ではなく、主権者である国民が考えるべき問題
- ・国民が議論を重ねてこなかった
- ・「主権の存する日本国民の総意に基く」と規定された憲法第一条と矛盾する

③自明でない民意

- ・国民は、天皇から一方的に宮中で祈られたり、わざわざやって来て思われたりする客体としてとらえられている
- ・国民全体が、祈ってほしいとか、来てほしいと思っているかどうかは、必ずしも自明ではない 「ありがためいわく」結果的に「お気持ち」優先
- ・必ずしも自明でない民意が、天皇自身によってあたかもはじめからあったかのようにつくられる

- ・いったん「おことば」が発せられるや、退位があたかも民意のようになってしまった

④矛盾する論理

- ・一方で明治以降に強大化した天皇制の残滓を取り除き、天皇の権力が小さかった江戸以前の伝統に立ち返ろうとしているように見える
皇室典範を改正し退位の恒久制度化 天皇陵や喪儀の見直し 望む
- ・他方、象徴天皇の務めの中核に位置づけた宮中祭祀と行幸は、いずれも明治以降になって新たにつくられたり、大々的に復活したりしたもの

⑤(明仁の語る)「国民」とは誰のことか

- ・在日コリアンはもとより、年々増加しつつある在留外国人は含まれない
- ・会ったり、話しかけられたりすることをあらかじめ拒まれている人びともいる
精神障がい者 受刑者
- ・天皇や皇后の視界から、ホームレスは周到に排除されている
- ・天皇や皇后を「浄」のシンボルととらえ、その前では「不浄」なものを隠さなければならないとする発想

⑥行幸に伴う警備や規制

- ・天皇と皇后が「日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅」を行うと、必然的に警備が強化され、交通規制や立ち入り規制などがしかれる
- ・往々にしてそれらは過剰になる『過剰警備』 「常識を逸脱し」た警備
「国民の暮らしにも様々な影響が及ぶ」

著者は日本国憲法で主権者と定められている国民からの活発な議論を求めている。

3. 私たちは何を問題とするか

(1) 天皇明仁が行った行為は明白な憲法に違反する行為であることをまずもって糾弾する。天皇は、「国政に関する機能を有しない」(第四条)という条項を踏みにじて、主体となって政治的行動を起こしている。このことは、戦争を起こした責任の反省と、二度と政治的復活をしないという最重要な約束とを破ったことを意味する。断じて許すべきことではない。

それだけではない。明仁の「おことば」と行動が、反安倍、アナクロニズム的な天皇制の復権をめざす勢力に対する対抗要因としてとらえられ、リベラル、左翼までまきこんで天皇支持の雰囲気をつくりだした。階級対立、党派対立を超越した統合の象徴としての天皇制の危険性を如実に示したのだった。現に、今回の代替わりを全政党が喜んで受け入れた。右から左まで「統合」する象徴天皇制は危険極まりない。

明仁的天皇制に対する国民の支持を、極右反動の安倍が、軍国主義、憲法改悪のために最大限利用している。この現実の危険性を看過することはできない。

(2) 天皇が象徴天皇制の内容をつくる—明仁のこの考えは憲法を破壊するものだ。

「公的行為」を柱とする「国民の支持を集める象徴天皇制」は、国事行為のみに厳格に制限する憲法上の象徴天皇制とは根本的に異なる。明仁は即位以来、国事行為と違う象徴天皇の望ましい在り方を模索してきたと自分で言っている。それは、憲法そのものを掘り崩し、明仁の象徴天皇制の永続を目指してきたことにほかならない。

明仁の象徴的行為、「見舞い」「慰め」「慰霊」は何かひとつでも問題の解決をもたらしたか、戦争責任を果たしたか。天皇制存続の道具として利用しているとしかいえない。

(3) 存続する天皇制の危険について様々な観点から問題にしよう。

1. 天皇制に反対する人たちに事前治安弾圧が加えられている。現在でも治安弾圧と切り離すことができない。右翼によるテロとも結びついている。
 2. 「おことば」には出てこないが、明仁は、戦前の時代も含め、裕仁の役割を全面的に継承するとし、裕仁の戦争責任を問題としなかった。歴史に対する無反省は、安倍の戦争する国づくりを肯定し、日本の軍国主義の復活に結びつく。
 3. 天皇制は人間の平等性を否定する。天皇制は部落差別、女性差別、外国人差別、障がい者差別と結びついている。天皇制が存続する限りこのような差別は根絶できない。
 4. 天皇制が存在していることで、国民の様々な自由権が抑圧されている。天皇を批判しない・最大限の敬語を用いるといったマスコミの自主規制は表現の自由の抑圧だ。天皇に対して特定の立場をとることを要求する「日の丸・君が代」の強制は、思想・信条の自由への抑圧だ。
 5. 天皇制は教育に深刻な影響を与えている。
 6. 天皇制は国民主権と基本的人権に矛盾する。
- 等々

4. 明仁が新しく拡張してきた公的・政治的行為

これこそ、明仁が象徴天皇制の定着と生き残りを図ってきたもので、「国事行為」から大きく逸脱した違憲行為そのものである。その浸透性に対して警戒しなければならない。

明て仁は平成の天皇像を意識的に演出している。二人が膝をつき、被災者と同じ目の高さで話しこむスタイルを私たちは目に焼き付けられた。メディアは繰り返し報道している。

行啓の特徴

- ・ 明仁は皇太子時代から「国民との接触」を図ってきた。一貫して美智子と共に行啓を続けた。1961年から本格的に始めた。都道府県持ち回りの体育大会など各種大会への出席を名目に福祉施設や病院をはじめ、様々なところを訪れた。その数は半端ではない。
- ・ 地元の農村、漁村に住む青年男女や学生、辺地や離島の勤務者を対象とする懇談会を開催する。それぞれの地方で起こっているさまざまな問題について、一人ひとりと向き合いながらかなり突っ込んだ対話を繰り返していった。(1962-1977)
- ・ 福祉施設への訪問 時間をかけて一人ひとりに声をかけた

当初(1961)皇太子は立っていたのに皇太子妃はひざまずいて声をかけいた。

皇太子もしだいに感化され、膝をつき一人ひとりに語りかけていった。(1969～)

- ・被災地への訪問 1986.11.29 伊豆大島・三原山噴火の被災者が収容された体育館噴火が始まって二週間後。二人は膝をつき、同じ目線で声をかけるという、福祉施設で実践してきたスタイルを、初めて被災者に対しても実践した。
- ・理想の夫婦の演出と右派からのマイホーム主義に対する批判

行幸啓の特色

- ・自分たちから人々に近づき、同じ目の高さで語りかけるスタイルを継続した。
- ・明仁は三大行幸啓(海づくり大会も含む)を引き継ぎ全国を回るが、それに伴う地元の福祉施設訪問を重視した。こどもの日に保育施設や小学校、敬老の日に高齢者施設、さらに「障害者週間」に障がい者施設を毎年訪問する。
- ・新たに被災地訪問を付け加えた。1991 長崎県の雲仙普賢岳の大火砕流での被災者を直接激励した。以降、大きな災害が起きるたびに、被災地に足を運ぶ姿が大々的に報道された。
- ・さらに、慰霊を目的とする激戦地への訪問を付け加えた。沖縄県に加えて硫黄島、サイパン島やパラオのペリリュー島、フィリピンのカリラヤなど、太平洋戦争の激戦地を次々に訪れた。(しかし、加害としての戦争を強く印象づける軍事行動を起こした場所は訪れていない。また、朝鮮半島など旧植民地も訪れていない。)
- ・頻繁に全国を回っている。明仁は天皇として全都道府県を二巡している。昭和期を合わせると二人とも全都道府県を三巡している。北海道、福島、沖縄は10回以上。
- ・メディアは大々的に取り上げ持ち上げ、そして、平成の天皇像を際立たせた。
- ・しかし、「見舞い」「慰め」「祈り」は被災者のつらい現実を変えるものではない。水俣病や福島第一原発の被害を受けた人びとの苦しみを減じないどころか政府や企業の責任を曖昧にする働きをする。怒りを緩和し、責任を不問に付す役割以外の何物でもない。

注	皇室用語	行幸	天皇が外出すること
		行幸啓	天皇、皇后が一緒に外出すること
		行啓	皇后や皇太后、皇太子、皇太子妃が外出すること

参考

天皇制を支える組織

- ・宮内庁 一般職(定員 971 人) 特別職(定員 56 人)
- ・皇宮警察本部 皇宮護衛官 896 人 次官・技官が 40 人 約 1 割が女性 側衛
- ・皇室警備を担うもう一つの組織 警視庁の警備部警衛課 約 100 人
- ・各都道府県 臨時の「警衛隊」を組織

宮内庁予算

- ・皇室費 約 117 億円 (内廷費 3.2 億円 宮廷費 111 億円 皇族費 2.6 億円)
- ・宮内庁費 123 億円